住友商事のCSR（社会的責任）

――豊かさと夢の実現を目指して――

「豊かさと夢の実現」

それは住友商事グループの経営理念の核です。健全な事業活動を通して、あらゆるステークホルダーの「豊かさと夢」を実現することは私たちの「持続的な成長」の礎と考えます。

基本的な姿勢と理念

「CSR（企業の社会的責任）」への関心が、近年、とみに高まってきています。しかし、私たちは、CSRを何ら特別な概念とは考えていません。CSRの概念で語られていることは、約400年の歴史を持つ住友グループに脈々と流れる「住友の事業精神」そのものであり、私たちは事業を通して、あるいは自主的な社会貢献活動を通して、果たすべきものと、考えています。

他社にまねの出来ない付加価値の高い事業を行うことは、様々なステークホルダーの「喜び、満足、生きがい」に繋がります。また、社会貢献活動を通しての社会への「喜び、満足」の提供にも積極的に取り組んでいます。

このような考え方の下、私たちはコーポレートガバナンス体制の整備、コンプライアンスの意識の浸透、人材育成に取り組むとともに、社会や環境に配慮したさまざまな活動を推進しています。

住友の「事業精神」－「営業の要旨」（1891年制定）

第1条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。

第2条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事の「経営理念」（1998年制定）

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友商事の「行動指針」

- 住友の事業精神のもと、経営理念に従い、誠実に行動する。
- 法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。
- 透明性を重視し、情報開示を積極的に行う。
- 地球環境の保全に十分配慮する。
- 良き企業市民として社会に貢献する。
- 円滑なコミュニケーションを通じ、チームワークと総合力を発揮する。
- 明確な目標を掲げ、情熱をもって実行する。

SC VALUES

経営理念・行動指針に謳われた価値観を全役職員で共有するために「SC VALUES」として9つの具体的な項目にまとめています。

経営職・管理職版

1. 信用・確実　：法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。
2. 総合力　：組織に壁をつくらず、常に全社的視野をもって行動する。
3. ビジョン　：明確なビジョンを掲げ、それをメンバーに伝え共有する。
4. 変革マインド　：多様な価値観と行動様式を受容し、変化をチャンスと捉え行動する。
5. コミットメント　：組織目標に向かって、責任をもって主体的に行動する。
6. 情熱　：情熱・自信をもって行動し、メンバーに活力を与える。
7. スピード　：迅速に決断し、行動する。
8. 人材開発　：メンバーの能力開発を最大限に支援する。
9. プロフェッショナル　：高度な専門性・スキルを有する。

経営管理・企業統治体制

コーポレートガバナンス

住友商事グループは、経営の効率性の向上と健全性の維持及びこれを達成するための透明性の確保により、
更に充実したコーポレートガバナンス体制の構築に向けて、たゆまぬ努力を続けています。

住友商事のコーポレートガバナンス体制

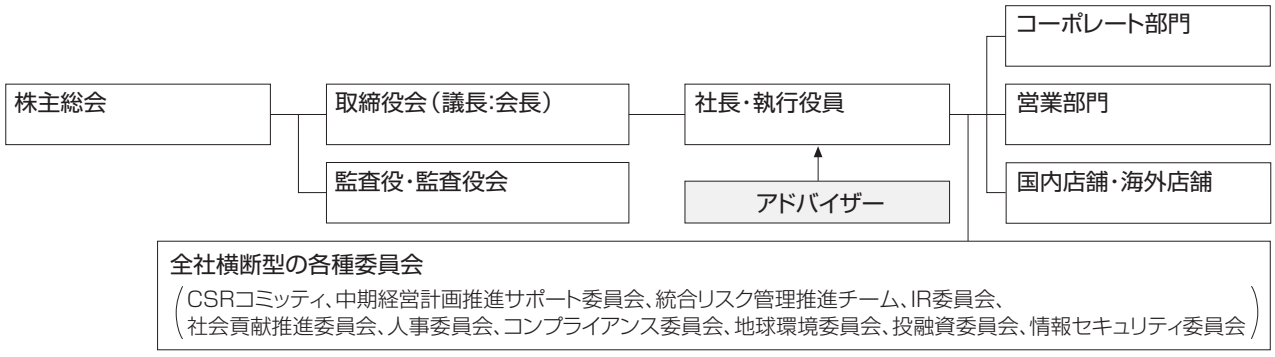

「コーポレートガバナンス原則」

住友商事では、コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と取り組みの方針、並びにコーポレートガバナンスを担う各組織の役割などについて、「住友商事コーポレートガバナンス原則」としてまとめ、2003年4月に公表しました。この原則では「住友の事業精神」と「経営理念」を当社の企業倫理のバックボーンとして謳い、さらに『コーポレートガバナンスは、究極のところ「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にある』と規定しています。その上で取締役会、取締役、執行役員、アドバイザー、会議体・委員会、監査役会、監査役、情報開示について、当社の考え方と実務上の取り扱いを定めています。

コーポレートガバナンス体制

当社では、監査役体制と取締役会機能の強化・充実によって、コーポレートガバナンスの実効性を上げるべく、体制確立に取り組んできました。

重要な経営事項の決定は、取締役会が行います。意思決定がより適切かつ迅速に行えるよう、取締役の人数を2003年6月より24名から12名に減員し、2004年6月から13名となりました。

また、執行の責任と権限を明確にすべく、執行役員制度を導入しました。執行役員は取締役も兼任することで、取締役会での意思決定と執行とのギャップを防ぎ、効率的な経営を目指します。

一方、取締役及び執行役員が行う業務は、取締役会及び監査役・監査役会によって監督されています。監査役は、5名のうち3名が社外出身者で、かつ、そのうち2名が法律の専門家、1名が会計の専門家となっており、より多角的な視点に基づく監査役体制を確立しています。

また、社外の風を経営に取り入れることも重要と考え、有識者4名からなる社外アドバイザーが、経営戦略や中長期的課題等について助言・提言を行っています。

このほか、社長の諮問機関として、経営に関する基本方針・重要事項について意見・情報交換を行う経営会議や、住友商事グループ全体のコンプライアンスの徹底を図るコンプライアンス委員会も設置しています。

今後の取り組み

経営の効率性、健全性、透明性の確保への努力に終わりはありません。今後もガバナンスに関するグローバルな流れや商法改正の内容を踏まえ、海外のガバナンス体制における利点を参考にし、また、日本企業の経営風土を尊重して、最適な企業統治体制の構築に努めていきます。

コンプライアンス

コンプライアンス経営が実践される上で最も重要なことは、役職員一人ひとりに至るまでコンプライアンスのマインドが浸透し、コンプライアンス上で疑義が残るような行為は「やらない」と徹底することです。当社においては、会社の利益追求を優先するあまり役職員個人が法令違反を起こすことは、絶対にあってはならないと考えています。

また、万が一、コンプライアンス上の問題が発生したときは、直ちに最善の対応を採ることが必要ですが、このためにも上司あるいは関係部署に間髪を入れずに報告することを徹底しています。

コンプライアンス体制

住友商事では社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しています(2000年11月)。また、各営業部門や国内・海外拠点にはコンプライアンス・リーダーが配置されています。これらの組織が中心となって、コンプライアンスを徹底させるとともに、コンプライアンスに対する意識を役職員に浸透させるための啓蒙活動などを行っています。

コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、これに沿って行動すれば自ずから法令遵守が実践されるようになることを目的としてコンプライアンス委員会が作成し、全役職員に配布されています。重要分野として、「独占禁止法の遵守」「情報管理」「インサイダー取引規制」など18項目のコンプライアンス指針を掲げています。更に、社内イントラネットにコンプライアンス・マニュアル、関連する社内規則・各種法令に関するマニュアル等を掲載し、常に最新版の閲覧が可能となっています。

スピーク・アップ制度

コンプライアンス上の問題が生じた場合、職制ラインによる報告ルートのほかに、コンプライアンス委員会に直接連絡できる「スピーク・アップ制度」を2000年11月に導入しました。また、2003年8月には、弁護士及び監査役を情報受付窓口として追加しました。連絡は原則として顕名ですが、情報連絡者並びに情報の内容の秘密厳守及び情報連絡者への不利益処遇がないことが社内規程により保証されています。受け付けた情報については、コンプライアンス委員会により適切に処理されます。今後は、子会社においてもコンプライアンス委員会やスピーク・アップ制度の導入を促進していきます。

啓蒙活動

全役職員を対象とした講習会はもとより、新人研修や新任管理職研修から理事研修まで、各種階層においてコンプライアンス講習会を開催しています。また国内外で開催される各種会議においても啓蒙活動を行っています。

住友商事の「コンプライアンス指針」

- 営業活動における指針
  1. 独占禁止法の遵守
  2. 安全保障貿易管理
  3. 関税・禁制品
  4. 各種業法の遵守
  5. 知的財産権の尊重及び保全
  6. 不正競争の禁止
  7. 情報管理
  8. 環境保全
  9. 海外における営業活動
- 社会の一員たる企業人としての指針
  10. 贈収賄の禁止
  11. 外国公務員に対する不正支払の防止
  12. 政治献金
  13. 反社会的勢力との対決
- 働きやすい職場を維持するための指針
  14. 人権尊重
  15. セクシュアルハラスメントの禁止
- 私的行為についての指針
  16. インサイダー取引規制
  17. 利益相反取引の禁止
  18. 情報システムの適切な使用

スピーク・アップ制度の仕組み

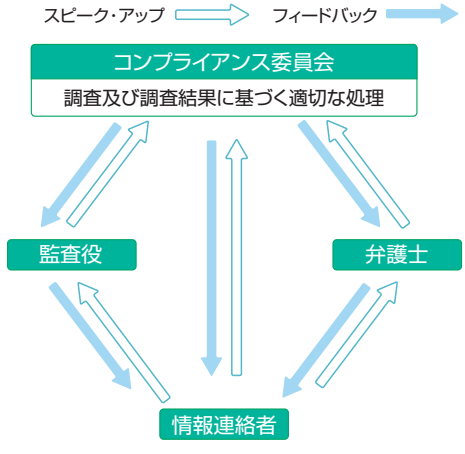

平沼 重巳 副社長　　西條 温 副社長　　黒田 直樹 副社長　森中 小三郎 副社長

岡 素之 社長　　宮原 賢次 会長

取締役及び監査役

取締役会長	宮原 賢次	取締役	平沼 重巳	常任監査役（常勤）	野村 高史
取締役社長	岡 素之	取締役	黒田 直樹	監査役（常勤）	石川 昌弘
		取締役	森中 小三郎	監査役（弁護士）	前田 宏 *
		取締役	永澤 賢一	監査役（弁護士）	園部 逸夫 *
		取締役	廣瀬 修二	監査役（公認会計士）	田近 耕次 *
		取締役	島崎 憲明		
		取締役	中井戸信英		
		取締役	水上 忠彦		
		取締役	加藤 進		
		取締役	新井 壽彦		
		取締役	北川 信夫		

（注）1. 取締役は、すべて代表取締役です。
2. *は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

経営管理・企業統治体制 **執行役員** (2004年7月1日現在)

社長

岡　素之 *

副社長執行役員

平沼　重巳 *
(金属事業部門長)

黒田　直樹 *
(資源・エネルギー事業部門長)

西條　温
(米州総支配人、米国住友商事会社取締役社長)

森中　小三郎 *
(機電事業部門長)

専務執行役員

永澤　賢一 *
(生活産業事業部門長)

廣瀬　修二 *
(輸送機・建機事業部門長)

田村　雄二
(関西ブロック長)

大久保　憲三
(金属事業部門長補佐、鉄鋼第二本部長)

島崎　憲明 *
(検査部分掌、人材・情報グループ分掌、
フィナンシャル・リソーシズグループ分掌)

中井戸　信英 *
(情報産業事業部門長)

常務執行役員

柴田　髙朗
(欧州総支配人、欧州住友商事グループCEO、
欧州住友商事ホールディング会社取締役社長、
欧州住友商事会社取締役会長兼社長)

水上　忠彦 *
(金融・物流事業部門長)

田村　玄
(中国総代表、中国住友商事会社取締役社長)

小林　克一
(中部ブロック長)

加藤　進 *
(コーポレート・コーディネーションオフィサー)

荻村　道男
(機電事業部門長補佐、機電事業開発本部長)

新井　壽彦 *
(生活資材・建設不動産事業部門長)

森本　洋司
(生活産業事業部門長補佐、繊維本部長)

柴原　誠
(金融・物流事業部門長補佐、金融事業本部長)

品川　道久
(資源・エネルギー事業部門長補佐、エネルギー第一本部長)

執行役員

島津　嘉彦
(CIS支配人、欧州総支配人補佐)

梶原　謙治
(消費流通事業本部長)

吉井　伸吾
(メディア事業本部長)

森　修一
(経営企画部長)

大森　一夫
(船舶・航空宇宙・車輌事業本部長)

石本　賢太郎
(農水産本部長)

佐藤　誠
(自動車事業本部長)

荒井　俊一
(米国住友商事会社取締役副社長)

濵田　豊作
(フィナンシャル・リソーシズグループ長)

北川　信夫 *
(化学品事業部門長)

内藤　常男
(物流保険事業本部長)

守山　隆博
(電力・エネルギープロジェクト本部長)

三浦　一朗
(人材・情報グループ長)

(注) *は、代表取締役です。

環境への取り組み

住友商事グループは、「地球環境の保全への十分な配慮」を行動指針の一つに掲げるとともに、「環境方針」を定めています。事業活動やオフィス活動の中で環境への負荷を最小限にとどめる努力はもちろん、環境に配慮したビジネスへの取り組みも積極的に推進しています。

環境配慮型事業への取り組み

当社グループの保有するさまざまな技術や機能などを活かした環境配慮型ビジネスにも注力しています。電力事業では、山形県酒田市で風力発電所が2004年1月より操業開始したのに続き、10月には新潟県糸魚川市でバイオマス発電所も操業を始める予定で、クリーン・エネルギーの利用促進に貢献しています。また、循環型社会に寄与する資源再生ビジネスでは、ペットボトルの完全再生事業や、使用済みペットボトルから作られた繊維を使用した衣料品の生産・販売事業、古紙再生事業などを行っています。

海外においても、タイやエジプトなどにおけるエネルギー効率改善プロジェクト、中国黒龍江省における炭坑メタンガス回収・発電プロジェクト、南米における植林プロジェクトなど、温室効果ガス削減に資するプロジェクトに取り組んでいます。

環境マネジメント

当社グループは、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を1999年に東京、大阪において取得、その後認証登録範囲を徐々に拡大しています。2004年7月現在では、国内の全拠点及びグループ会社42社が登録範囲の対象となっており、約9,000名の従業員が環境マネジメントシステムに参加しています。環境方針に基づいた環境目的・目標を掲げ、組織毎に任命されたエコリーダーを中心に目標の達成を目指して活動を行っています。活動の分野を事業活動とオフィス活動に分け、それぞれの分野で環境負荷の低減に取り組んでいます。

社内の環境負荷低減活動

全社で省エネルギー活動に取り組んでおり、東京本社では電力使用量を2003年度は前年度比4%の削減を達成しました。また、雨水や厨房排水などの中水処理を行い、植栽の潅水やトイレ洗浄水などに再利用しています。更に排出されるゴミを12種類に分けて回収、データ管理によってゴミの発生を抑制するとともに、再利用、リサイクル、廃棄処理等に分けて処理を行い、リサイクル率の向上に努めています。このほか、100%再生紙の利用促進や、両面コピー、裏面使用によるオフィス用紙削減に努めるとともに、環境配慮型事務用品の購入を推進しています。

新潟県糸魚川市のバイオマス発電所

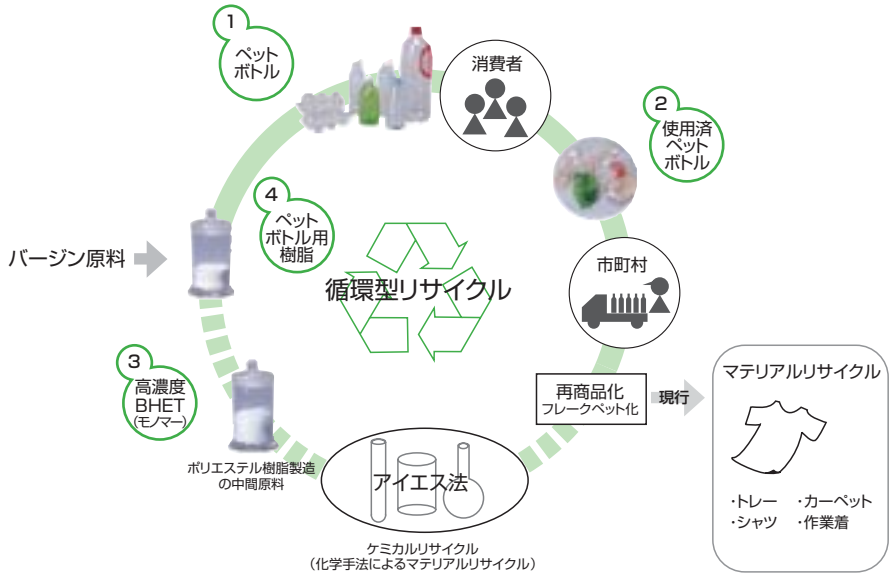

循環型社会に対応したペットボトルの完全再生事業

社会や社員とのかかわり

ビジネスのみならず、さまざまな活動を通じて広く社会に貢献するとともに、これらの企業活動を支える個々の社員が十分に力を発揮できる環境作りにも取り組んでいます。

社会貢献活動

私たちは、「良き企業市民として社会に貢献する」ことを行動指針の一つに掲げています。企業の社会貢献活動はビジネスを通じて社会に貢献することが基本ですが、加えて企業が積極的に社会・地域と交わる姿勢も重要です。こうした考えのもと、社内横断組織である社会貢献推進委員会を中心に、活動のあり方や取り進め方を審議するとともに、社会貢献推進サポーター制度を設け、活動の活発化を図っています。

継続的な活動としては、奨学金制度によるアジア各国の大学生支援や、Jリーグ選手協会サッカースクールへの協賛のほか、児童養護施設向けの社会交流活動などがあります。また、社員のボランティア活動をサポートするために、ボランティア休暇制度を設けたり、ボランティア体験講座を開催しています。このほか、青少年によるアマチュアオーケストラ「ジュニア・フィルハーモニック・オーケストラ」への支援やコンサート運営協力など、文化支援活動にも積極的に取り組んでいます。

奨学金授与式
（ベトナム・ハノイ）

海外拠点の
ナショナルスタッフの
研修プログラム

人材育成（社員とのかかわり）

社会の「豊かさと夢の実現」に向けた当社の活動を支える一人ひとりの社員の「豊かさ」と「夢」の実現も重要と考えています。そのために、個々の社員が持てる力を存分に発揮し、かつそれを正しく評価する人事制度の確立と運営を目指しています。

適材適所人事

意欲ある人材を適所に配し、主体的な能力発揮と成長の場を提供することが、社員と組織の双方の活性化につながると考えています。人材配置については、育成的ローテーションに取り組むとともに、自己申告制度や社内公募制を活用し、各人が自己のキャリア形成を主体的に描いていく機会を拡大しています。

グローバル人事

グローバルな企業活動の一層の拡充を目指し、グローバルベースでの各地場密着型ビジネスの更なる開拓と海外拠点の機能強化に向けて、現地における優秀な人材の確保・育成・活用を進めています。海外拠点では、現地採用社員の幹部登用の促進、ポテンシャルの高い人材には各拠点の経営幹部への登用を視野にいれた育成と活用を行っています。

「プロフェッショナルとリーダーの育成」に向けた研修制度

全社的な人材育成をサポートするインフラとして「住商ビジネスカレッジ」を設置し、新入社員からマネジメント層まで各階層の知識・スキルのレベルアップを図るとともに、ビジネス創出力強化に向けた研修など新たなプログラムを導入しています。また、各組織の現場でも、育成的な人事異動や独自の研修を積極的に推進し、専門性の高い「プロフェッショナル」と明解なビジョンで組織を率いる「リーダー」の育成に取り組んでいます。